

第 1 5 回福岡県景観審議会

令和3年11月15日(月)

第15回福岡県景観審議会

(午前10時33分 開会)

1. 開 会

○清須美会長 1名以外は皆さんお集まりなので、始めたいと思います。事務局からよろしくをお願いします。

○事務局（岡本） 改めまして、皆様おはようございます。私は本日の司会進行をさせていただきます都市計画課課長技術補佐の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第15回福岡県景観審議会を開催させていただきます。本審議会は、福岡県美しいまちづくり条例第15条第2項の規定により開催いたします。本日は9名の予定でございますが、1名遅れておりますが、ご出席の予定でございます。当審議会は、審議会規則第5条の規定により、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないこととなっております。都合により、本日の審議会におきましては、津田委員、田中委員、中尾委員、長委員から所用のため欠席の申出がっております。

委員総数13名のうち、半数以上のご出席いただいておりますので、当審議会は成立していることをご報告させていただきます。

初めに、福岡県景観審議会清須美会長からご挨拶をお願いいたします。

あいさつ

○清須美会長 清須美です。おはようございます。このたび、前任の佐藤優先生から私の方に引き継ぎまして、会長をさせていただきます清須美です。

皆さんとは初めてお会いしてる感じで、実際にお会いする会議の1回目ということで、今回、多少、不手際もあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

じゃあ早速、事務局の方からご紹介をお願いします。

2. 議 事

○事務局（岡本） ありがとうございます。改めまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。私は建築都市部都市計画課課長技術補佐の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松村） 都市計画課長の松村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松下） 建築都市部都市計画課都市政策係の係長をします松下といいます。よろしくお願いいたします。

○事務局（岡本） 以上で事務局の紹介を終わります。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日お配りしている資料のご説明をいたします。

まず次第、それから、配席表、名簿、資料に入っておりませんが、福岡県景観審議会についての1枚資料、それから資料の1「広域景観計画の変更について」、それから「広域景観計画の変更の新旧対照」、そして、資料の3「景観計画策定状況について」、資料の4「福岡県屋外広告物条例について」となっております。ご確認をお願いいたします。資料の過不足等はございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。

さて、本景観審議会につきましては、前回開催から大分時間がたっております。また、新しく委員として就任された方もいらっしゃいますので、それぞれ自己紹介をお願いいたします。自己紹介の順番につきましては、会長の方から反時計回りの順番でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○清須美会長 じゃあ、池田委員からよろしくお願いいたします。

○池田委員 九州大学の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。専門はデザインでして、この委員会には初めて参加させていただいております。いろいろと至らないところもあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○大方委員 九州産業大学地域共創学部の方でございます。専門は観光ということで、そのような視点から何かお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田委員 西日本工業大学の岡田でございます。今年の3月に定年退職しました。またよろしくお願いいたします。建築計画とか設計を専門にしております。そういう立場からお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

○山下委員 九州産業大学におります山下と申します。専門は景観工学、河川工学です。よろしくお願いいたします。

○二宮委員 福岡県議会議員の二宮眞盛と申します。建築都市常任委員会に所属をさせていただいております。今日は皆さんのいろいろな意見をお伺いして、勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高取委員 こんにちは。九州大学の高取千佳と申します。専門が都市計画ですとか、ランドスケープをしております、これから皆様とぜひ議論させていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○澤委員 澤でございます。日本カラーテクノロジー研究所というところで、色彩について、カラーコーディネーター検定とか、そういったものを最初の時点からしておりまして、また、色彩決定のテキストなどにいろいろ関わらせていただきました。

そういうことで結構、全国の自治体のこういう委員会などに参加させていただいております。福岡の方でもぜひ勉強していきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（岡本） ありがとうございます。それでは、ただいまから議事に入りますが、会議の議長は審議会規則第4条の規定によりまして、会長が行うこととなっております。清須美会長、よろしくお願いたします。

○清須美会長 はい、よろしく申し上げます。

では、景観審議会を開催する前に、福岡県の景観審議会規則第4条第3項に基づき、会長の代理を指名したいと思っております。会長代理につきましては、大方先生にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか、皆さん。

〔「異議なし」の声あり〕

○清須美会長 よろしく申し上げます。それでは、大方委員を会長代理に指名します。

議事に入る前に、前回の審議会の開催からもう4年もたっておりまして、委員の皆さんも半数以上替わられました。事務局から簡単に福岡県の景観審議会についての説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（松村） 改めまして、都市計画課長の松村でございます。それでは、私の方から説明をさせていただきます。

この福岡県景観審議会でございますけれども、調査・審議する事項といたしましては、福岡県美しいまちづくり条例と屋外広告物条例の権限に属する事項や、知事の諮問に応じ、県土の景観の形成に関する事項、または屋外広告物に関する重要事項を調査審議するために設置された附属機関でございます。また、この景観審議会には必要に応じて部会を設置することができまして、現在、屋外広告物部会が設置されています。この屋外広告物部会の委員につきましては、清須美委員、岡田委員、澤委員、榮委員、中尾委員の5名をお願いをさせていただいております。

この屋外広告物部会の審議事項といたしましては、定期路線バスの外面を利用する屋外広告物の表示の方法及び内容などに関する事、いわゆるラッピングバスの審査です。また、建築物、工作物の意匠・形態、屋外広告物の表示の方法及び内容などに関する事となります。

以上、簡単ではございますけれども、福岡県景観審議会の概要です。

○清須美会長 ありがとうございます。今のことに関して何かご質問があれば、よろしいですか。

じゃあ早速、議事の方に入りたいと思います。本日の議事は次第のとおり、諮問事項が一つ、報告事項が二つとなっています。

それでは、本日の議事に入ります。

諮問事項 1 京築広域景観計画の変更について

○清須美会長 諮問事項の1番、京築広域景観計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松村） それでは続きまして、説明をさせていただきます。

今回の議題は、京築広域景観計画の変更についてです。

説明に当たっては、お手元の委員用資料の資料の1、2及び前面に表示をしておりますスクリーンの方をご覧くださいと思います。

まず、先ほど会長の方からもございましたけれども、今回の景観審議会は前回から随分時間が空いております。また、委員も多くの方が替わっておられますので、初めに景観行政の枠組みである景観法、また、景観計画について少しご説明したいと思います。

景観法は、国民の価値観の変化ですとか、景観訴訟の頻発、また、自治体独自の取組に限界が見えてきたという背景もありまして、平成16年に制定されております。また、資料の自治体の取組の限界という中に、自主条例の限界について記載されております。景観法ができる前から一部自治体において条例による取組が実施されてきたところですが、この福岡県におきましても景観法の制定に先立ちまして、平成12年に「福岡県美しいまちづくり条例」を制定して取組を進めてきています。

次、スライドの3枚目をお願いいたします。

景観法におきましては、景観行政団体という機関が良好な景観形成を図るための基本的な計画である景観計画を定めることができるとされております。この景観行政団体とは、景観行政をつかさどる行政機関でございまして、市町村におきましては、政令市、中核市、それ以外には都道府県と協議して同意を得た市町村、また、都道府県の方が景観行政団体となります。景観計画の特徴等はスライドに記載しているとおりですが、今回、変更しようとしております京築広域景観計画の説明の中で具体的に触れたいと思います。

4枚目のスライドをお願いいたします。次に、今回の審議の対象である京築広域景観計画の策定目的、経緯について、簡単にご説明したいと思います。

京築地域におきましては、景観計画を制定する前から広域での取組が進められてきておりまして、豊かな自然、歴史、文化などの地域資源を生かして、地域全体がつながることで活力と魅力あふれる地域づくりを目指すために、県と市町で平成19年2月に京築連帯ア

メニティ都市圏構想を制定しております。

さらにその後も、広域で取り組む景観まちづくりの方向性を確立することを目的とした京築広域景観基本方針を平成21年3月に策定しておりまして、平成22年5月には景観まちづくりのテーマや目標、方針を定めた京築広域景観計画テーマ協定を締結し、その後、平成23年12月に京築広域景観計画を策定するといったように、着実に景観に関する取組が広域において進められています。

5枚目のスライドをお願いします。それでは、ここから今回変更しようとしております京築広域景観計画の内容についてご説明いたします。

この京築広域景観計画ですけれども、京築地域全体を一つのまとまりとして捉え、市町の境界を越えて存在する広域的な景観特性を反映した計画となっております。この京築広域景観計画においては、景観法に基づく事項を定めていることに加えまして、その他にも、市町の境界を越えて相互に連携し調和と整合を図ること、京築地域の市町における独自の景観まちづくりを支援すること、景観資源を生かした地域の活性化を促進することといった役割も担っています。なお、市町の方で地域や地区に応じたより細やかな景観の規制・誘導を行おうとする場合には、市町が独自の景観計画を策定することによりまして、市町の計画の基準が適用されることとなります。

次の6枚目のスライドをお願いします。

この計画の対象区域といたしましては、京築地域の七つの市町、具体的には行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町の区域が計画の対象区域となっております。このうち、行橋市と豊前市におきましては、各市の方で独自の景観計画を立てておられますので、後で出てきますけれども、景観形成基準につきましては、これらの行橋市、豊前市の計画のものが適用されることとなっております。

次の7枚目のスライドをお願いします。

京築広域景観計画の構成といたしましては、目指すべき景観像といたしまして、「みち文化と清流文化の連帯が奏でる豊姫の国の景観」というテーマを設定しておりまして、目指すべき景観像を達成するために、四つの目標と七つの方針を定めております。また、景観に係る規制・誘導に当たっての基準となる景観形成基準などのルールや、景観形成に係る活動・計画の実現に向けたパートナーシップの推進について定めております。

次に8枚目のスライドをお願いします。

景観計画におきましては、良好な景観の誘導を図るために、一定の行為を行う場合に届出が必要となります。本計画におきましては、具体的にはこの資料でお示しをしておりますような建築物の建築、工作物の建設、また、都市計画法に基づく開発行為などの一定規模以上の行為を行う場合は、事前に届出が必要となります。

次に、9枚目のスライドですけれども、景観誘導の考え方についてご説明をいたします。

京築地域には、山並み、川、谷筋、平野、海といった雄大な自然の中で歴史や文化が育まれ、人々の営みを通して、美しい景観が守られ、引き継がれております。本計画ではそのような景観を守り、育て、生かし、後世につないでいくため、京築地域の景観特性に応じて、山と谷筋などの景域を設定し、その景域ごとに景観形成の考え方を示すとともに、建築物、工作物などの形態・意匠などに関して配慮する事項を景観形成基準として定めております。

また、特に地域内外をつなぐ主要な幹線道路沿いにつきましては、特定基準として、通常の一般基準に上乘せして、道路からの見え方にも配慮した基準を定めております。

続きまして、10枚目のスライド、景域の設定についてです。

京築地域は豊かな景観を色濃く残す地域です。山間部につきましては、山の景観、谷筋の景観があり、平野部については、田園の景観、海の景観、市街地の景観があり、また、主要な幹線道路の沿道景観として、みちの景観がございます。

次に11枚目をお願いします。

以上の六つの景観につきまして、同じような景観特性や景観形成の方針を有する領域ごとに区分して、山と谷筋の景域、田園と海の景域、住宅・商業市街地の景域、工業市街地の景域、それから、みちの軸という4つの景域と1つの軸に区分をしております。また、重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区として、北九州空港周辺を景観形成重点地区として定めております。この四つの景域のうち、今回の変更に関わってくる工業市街地の景域について、少し詳しくご説明いたします。

この景観形成方針といたしましては、産業の活力が感じられる工業市街地景観の形成としております。工業市街地の景域の景観形成基準といたしましては、建築物、工作物の配置、形態・意匠・色彩、外構の基準を定めております。配置につきましては、ゆとりある空間を確保するように建築物、工作物などの位置に配慮するとしております。形態につきましては、大規模な建築物などは周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とすることとしております。色彩につきましては、周囲に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させることとしております。外構につきましては、開放的な緑化空間を形成するよう、敷地境界部には、できる限り樹木、花壇による植栽を施すこととしております。

次に、13枚目のスライドです。環境色彩基準です。

本計画では周辺の景観特性に十分配慮し、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩とするために環境色彩基準を定めております。原色の色彩や高彩度の色彩は避け、川辺や樹木の緑、土や石などの自然の石となじみやすい色彩を基本とし、景域ごとに外壁や屋根の色相、明度、彩度について環境色彩基準に定めております。

次に、景観形成重点地区についてご説明いたします。

景観形成重点地区は重点的に良好な景観形成を図ることが望ましいとしている地区です。北九州空港周辺は周囲の山々の緑、身近に広がる田園、見渡せる空、周防灘といった豊かな自然の中に北九州空港をはじめ、新しいまちなみが形成されています。そして、訪れる観光客やビジネスマンが最初に九州を感じる場所でもあり、また、空港を利用して九州に戻ってきた人が九州に帰ってきたことを実感する場所でもあります。そのため、この北九州空港周辺地区を景観形成重点地区と定めておりまして、もてなしの景観づくりを目標に良好なまちなみの形成を進めております。

その景観形成重点地区の範囲は、県道新北九州空港線の空港インターチェンジ入り口の交差点から連絡橋までの区間の周辺のうち、苅田臨空産業団地の地区計画の区域と工業専用地域の道路端から約50メートルの範囲、及び連絡橋から北九州空港にかけての苅田町側となっております。

次に、15枚目のスライドをお願いいたします。今回、福岡県の方で変更したいと考えております京築広域景観計画の変更点についてご説明をしたいと思っております。

京築地域の景観を保全し活用するために、平成23年にこの広域景観計画は策定されておりますけれども、今回、対象区域であります苅田町の町域におきまして、公有水面の埋立てが行われておりまして、新たな土地が生じております。それを踏まえて、今回、京築広域景観計画の変更を行いたいと考えております。

次の16枚目のスライドをお願いいたします。今回、公有水面の埋立てによりまして景観計画を変更する場所はこの図の赤丸で囲んだ箇所になります。

次に17枚目をお願いいたします。先ほどの赤丸の箇所を拡大した図になります。今回、新たに埋立てが行われている箇所のうち、新北九州空港連絡道路の道路端から50メートルの緑で塗られた範囲を、今回、景観形成重点地区に追加したいと考えております。また、赤く塗られた範囲を工業市街地の景域に追加したいと考えております。それがこちらの赤い部分になります。その二つが今回、新たに埋立てが行われた区域となります。埋立てにつきましては、現在、埋立ての竣工手続中ございまして、今年度中にはそれらの手続を終える予定と聞いております。

それでは、18枚目のスライドです。最後に、この京築広域景観計画の変更のスケジュールについてご説明いたします。

この計画の変更案につきまして、令和3年10月15日から10月29日まで、県庁及び苅田町役場にて閲覧を行いました。その結果、閲覧者は1名、公述申出者は0名という結果でございましたので、公聴会は開催しておりません。また、この京築広域景観計画の区域に含まれる市町の方に意見照会を行っておりますけれども、特段、それら市町から意見は頂い

ておりません。今後は本日頂いた意見を踏まえまして、今年度開催を考えております県の都市計画審議会に付議する予定となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○清須美会長 松村課長、ありがとうございます。

今回は京築広域景観計画に対して、特に先ほどの手持ちの資料で言いますと、15、16、17ページ辺りを中心に変更が行われていると思いますが、これに関しまして皆様からご意見がございましたら、ご質問、ご意見を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

山下委員。

○山下委員 新たに景観形成重点地区に加えられる部分と既存の重点地区の図が17ページにありますけど、これは主に道路から見た眺めが課題になるという前提だと思います。それでよろしいですか。

○事務局（松村） 委員のおっしゃられるとおりです。

現在の景観形成重点地区といたしまして、このような赤いエリアを設定していますけれども、そのエリアの設定の考え方は、新北九州空港道路沿いの工業専用地域の道路端から50メートルの範囲となっております。今回、新たに埋立てがなされるところにつきましても、同じような考えで区域を拡大する予定で、基本的には道路からの見え方を意識しています。

○山下委員 ありがとうございます。そうすると、新たに景観形成重点地区に加えたところと、それから埋立てが進んだ部分とが道路からどのように見えるのかというシミュレーションはされているのでしょうか。

○事務局（松村） そういったシミュレーションまでは、これまでのところ実施しておりません。

○山下委員 そうすると、例えば、17ページに新松山臨海工業団地というのがあって、これは既存の黄色く囲まれた工業市街地の景域の範囲の延長に見える——延長というのは、ほぼ平行移動したような形に見える部分と、それから、海側に突出して、今後さらに埋立てが進む部分とに分かれているように見えますけども、特に右側の、右側というのは17ページの航空写真で見える突出して今後の埋立ての手順として進められている部分というのは、それまでの既存の黄色いところと比べるとかなり形が広がっているように見えるし、その辺りがどうなるのかというところが、重点地区ということ考えると大事だと思うので、どのぐらい影響があるのかが知りたいです。それが、こういうものを追加する際に、ある種、一つの判断基準になるのかなというふうに思います。既存の延長という考え方は、ある種の妥当性はあると思うけれども、特に重点地区ということであるならば、景観の細かいことが何らかの材料になるのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○事務局（松村） 今回、埋立てがなされる箇所は、後、埋立ての手続が終わった後に、具体的な土地利用の形態などが決まってくると思います。そういった土地利用の動向もよく見ながら、今回、こういった形で重点区域と工業市街地の景域を設定いたしますけれども、今後、さらなる埋立てもあり得るでしょうし、実際の土地利用の動向なども、こういった区域の設定と併せてしっかり注視していきたいと思います。

○山下委員 ありがとうございます。

○清須美会長 よろしいですか。山下委員がおっしゃったように、だんだん技術も進みますし、そういう点でいうと、将来的にはシミュレーションというか、景観に関してのその辺のところがある程度……。今まではすごくお金がかかりましたけど、そういう点ではその辺の技術を使って、DX化というか、進められれば良いと思うので。

山下委員、ありがとうございます。

○澤委員 すいません、関連しまして、既存の重点地区って、今、どんなイメージになってるんでしょうか。例えば、樹木が植栽されているとかですね。したがって、その延長で今度の新しい方も樹木を植栽していくんだとか。現状がどうなっているかちょっと分からないので評価のしようがない気がします。

○清須美会長 既存というのは手前側ですよ。

○澤委員 はい、手前の左側。

○清須美会長 その風景はどうなってますかという質問です。

○事務局（松下） 都市政策係長をしています松下といいます。先ほどのご質問のところなんですけれども、今、既存の黄色の囲みのちょうど新北九州空港連絡道路との間の部分に関しては、今、苅田港務所さんの方で、暫定的なんですけれども、公園的な整備をするというふうにお聞きしております。今はまだ工事の段階ですので、まだ何かできているわけではございませんが、今、そのような状況になっております。

以上です。

○清須美会長 ありがとうございます。だから、今の状態は最終形じゃないということですよ。

○事務局（松下） はい。

○清須美会長 いや、今はグーグル見たら分かる時代なので。すいません。今後、いろいろ対応して委員会で使えればなと思いますので、よろしくをお願いします。

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○清須美会長 ご意見がないようでしたら、この諮問事項1は終わります。

報告事項 1 景観計画策定状況について

○清須美会長 続きまして報告事項です。報告事項 1、景観計画策定状況についてに関して、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（松村） 報告事項については、今回 2 点ございます。一つが景観計画の策定状況について、二つ目が福岡県屋外広告物条例についてです。

それでは、まず 1 点目、景観計画策定状況についてご説明させていただきます。

福岡県におきましては、県自ら広域の景観計画を、今回の京築も含めて三つ策定しておりますけれども、良好な景観の保全・形成を進めていくために、県内の市町村の景観計画の策定についても促進の取組をしています。

前回審議会が開催された平成29年度の時点におきましては、県の三つの計画に加えまして、13の市が景観計画を策定をしていました。それから、現在までの間に小郡市、古賀市、行橋市の 3 市が新たに景観計画を策定しておりまして、合計で16の市が景観計画を策定しています。

今後も景観につきまして、市町村に対する研修ですとか、個別訪問による情報提供、働きかけ等々を行いまして、市町村の景観計画策定の促進の取組を進めていきたいと考えております。

1 番については、以上です。

○清須美会長 じゃあ今の 1 番に関してご質問があればどうぞ。

○山下委員 今、映っておりますけど、資料の 2 ページの一連の緑で示されてる景観計画ですが、既策定の基礎自治体の中で海に面している地域、特に北西に海を臨む地域を見ると、例えば、新宮町や岡垣町、芦屋町あたりが未策定で、一連の海岸線というのは非常に重要な景観の要素というか、領域なので、連坦をもって景観が維持あるいは改良されるのではないかと思います。そうしたときに、もちろん基礎自治体がそれぞれ景観行政団体になるかどうかという問題もあるから簡単にはいかないと思うんですけども、そもそも景観法の精神からして、そういう基礎自治体の枠をも超えられるような……。だからこそ、広域景観計画というのがあるんでしょうから。ここで作るわけではなくても、何らかそういう働きかけを県からなさっているのか、あるいはなさりつつあるのか、そのあたりの状況が分かるといいのかなと思いました。

○清須美会長 どうでしょう。

○事務局（松村） 先ほど委員がおっしゃられた岡垣町等も含めて、それ以外ももちろんございますけれども、個別の訪問で景観計画を策定するメリットですとか、制度の説明、あるいは策定に対する働きかけ等々を行っています。そういった中で、各市町からの声を

お聞きすると、景観計画にご関心を持っていらっしゃるような市町は一定数あると認識していますけれども、資金面、あるいは人材がネックになっているところが多いと聞いております。

県におきましては、そういった課題にも多少対応できる制度といたしまして、まちづくりとか景観の専門家を派遣するような、市町との間で専門家を仲介して、また、一部その経費を県の方も負担をさせていただくような制度を持っております。そういったものもしっかりと市町に活用していただいて、景観計画の策定について、より促進の取組を進めていきたいと思っています。

○清須美会長 よろしいですか。

○山下委員 ありがとうございます。私が特に気になったのは、特定の連続する景観で統一した方がいいようなところで抜けをどのように補うのかというのは、もちろん景観計画だけがその手段ではないかもしれないけれども、そういうものがあると、一層、実質的な景観の維持や保全、あるいは改善などが実現するかと思えます。そのあたりをどこで促すかを考えたときに、恐らく広域自治体の働きかけが本質的なのかなということで、そのあたりの状況を伺って、かつ、特に連続性のところで考えていくということ、あるいは、そういう面での重要性の認識共有みたいなものがあると、さらにいいのかなと思ったところで。ありがとうございました。

○清須美会長 今の話も、景観の持つ連続性を分かりやすく説明するというか、さっきビジュアルで見せるというのもありましたけど、連続する部分に関して、参加する人とか、住民とか、行政の人に、意味があるんだということと、あと、景観をやることの効果は何かという話も、何かうまく県の方で……。うまい形でというのは、強制的だとお金をくださいという話になるだろうから、そういう働きかけを何かやればいいのかと思います。ぜひご検討をお願いします。

他にございますか。

○岡田委員 先ほど議案のところでお聞きしようと思ったんですけど、北九州空港って、苅田町と北九州市とを案分したようなところがあるじゃないですか。あそこは重点地区に指定されていて、京築では新たな基準があるけども、北九州市も今、景観計画を策定されてるので、恐らく空港部分についても何か細かい規定があると思います。連続というか、同じ敷地なので、どんなふうにするか合わせをなさっているのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（岡本） 北九州空港周辺に関しては、実は空港が開港するときに、景観計画に先立って、北九州市と福岡県、苅田町の三者が共同して、北九州空港周辺景観形成ガイドラインというのを作りました。それをもとに運用して、同じように建物を建てるとか、こ

ういった工作物をつくる時には届出を出してもらおうという制度になってました。それをこの景観計画に取り込むような形で、今、運用しております、そういった、先に三者共同で作ったガイドラインをそのまま景観計画に取り込んだとだけいただければいいと思います。そういった三者でつくった共通認識がもともとあるというふうにご認識ください。

○岡田委員 ありがとうございます。そういう三者共同でできるような仕組みがもっとあればいいなということかと思えます。

○事務局（岡本） ありがとうございます。

○清須美会長 今みたいな話も、今回、委員が質問してくださったので……。経緯的なことについては、多分、事務局の方はお分かりになっているけど、新しい先生も委員も多いので、ガイドラインがきちんと固まった上での景観計画みたいな説明をしていただいた方がいいかもしれません。岡田委員、ありがとうございます。

他にございますか。どうぞ。

○高取委員 2点ほどございまして、先ほどの一つ目の広域景観計画に関してなんですけれども、ヨーロッパではランドスケープ条約ができて、例えば、イタリアでは小さな市町というよりか広域的な行政が支援する形で、専門家が歴史的な街区のキャラクターゼーションや、自然環境などの特徴があるところの同定を非常に高精度なGISなどを用いて行いまして、そこにランドスケープ条約の特徴として市民参加が位置づけられています。そうしたところをさらに省レベルの景観計画の範囲に落とし込んでいるといったフローが整ってまして、市町ですと人が足りないというところもあるので、専門家の方々がいらっしゃる広域的なところでもう少し何かサポートできるところがないか、ぜひ議論を進めていただけたらと思います。

2点目は、景観計画からずれるかもしれないのですが、地球温暖化対策基本法ができて、今、全国でも太陽光パネルですとか風力発電に関して、県が、例えば景観に関するガイドラインをつくったり、市町でも景観条例をつくる動きが加速しているかと思えます。福岡県は、今、どういった状況にあるのか、また、これからどのようにされていこうと考えていらっしゃるか、少しお伺いできたらと思います。すいません、趣旨から少しずれるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○事務局（松村） ありがとうございます。

二つ目のいわゆるソーラーパネル等ということかと思えます。今、県の方で策定している広域の景観計画が三つございますけれども、その三つの計画では具体的にそういったソーラーパネル等の規制というものは位置づけておりません。一方で、県内市町村を見ますと、一部の市町村でそういったソーラーパネルを規制の対象としている市町村も見受けられます。

今後、脱炭素の流れ等もございまして、ソーラーパネル等の自然再生エネルギーの活用というのがどんどん進んでいくと思われまますので、そういったものが景観に及ぼす影響というのが、ますます課題になってくるだろうと考えております。景観面だけでそういったソーラーパネル等の規制を行うわけではないと思いたすけれども、一方で景観に与える影響もございまして、これについては今からいろいろ勉強させていただいて検討したいと思いたす。

○清須美会長 一つ目に関しては、具体的に海外の例も含めて、具体的なサポートの基準を検討すると。すぐには無理でしょうけど、そういう点では、今、ちょっと抽象的なお話を頂いているので、その辺もある程度決まるとさらに進むんじゃないかという話だったので、ご参考にして考えていただければと思いたす。

今回は新しい委員も多いので、そういう点ではやっぱり景観も守るだけではなく、これからの時代の変化に応じて地域がどうやって活用していくか、そこも一緒に考えなければいけないと思いたす。もちろん破る人がいっぱいいるので守るのが原則ですけど、そういうところで、ちょっと事務局は大変でしょうけど、よろしくお願いたします。

○事務局（松村） 分かりました。今後、景観の取組を市町と一緒に進めていく際にも、これまで以上に広域ということ意識しながら、いろいろ工夫して進めたいと思いたす。

○清須美会長 よろしくお願いたします。

他に。どうぞ。

○大方委員 ちょっと話が戻りまして、先ほどの山下委員のご意見と重複するかもしれませんが、広域での取組は県だからこそできると思いたすよね。例えば、観光の視点から言いますと、具体的な例を挙げると、私は県の自転車推進の方でもお世話になっていて、そこで、例えば、先ほど山下委員がご指摘されたような海岸線のルートを遠賀川からずっと宗像までといった視点でいくと、観光客は自治体の境目というのは意識せずの一つのルートとして認識していて、もちろんその美しさということもそうなんですけれども、ハードの、例えばサインとかが共通していることはすごく重要だと思いたす。

質問というよりコメントなんですけれども、他のそういった条例や政策みたいなものと併せて、広域の視点でぜひ県には取り組んでいただきたいと思いたす。よろしくお願いたします。

○清須美会長 どうぞ。

○澤委員 何点か、質問したいな、教えていただきたいなというところがあります。私は前回から委員をさせていただいてるんですが、委員会がないものですから、福岡県の条例の仕組みとか、内容的なものがどうなってるのかなと。といたすのは、私はもう1県、所属してるところがありまして、兵庫県なんですけども、そちらの方は景観計画ではなく

て、元からある景観条例でやってるんですね。その景観条例の中でもやっぱり進めていく上で重要だなということで、広域的な景観といったものを以前から指定しています。その中には河川域であるとか、道路域であるとか、あるいは淡路島のように島全域であるとか、そういう視点で進めていこうというようなことを今、実際に進められています。そういったものが、福岡県でも必要になってくるのかなと。

例えば、そういう景域的な視点ともう1点、視点で言えば景観重要建造物というのがあるのかなと。県の場合はそういったものの位置づけというのは、例えば、景域で指定されたところ以外は、あるいは重要建造物とか、景観地域とか、そういったところ以外は入っていないのかなと。県全域をまず指定してしまった上で、重要な建造物とか、そういったものはまず挙げてしまうと。そういう中で点を押さえておいて観光面でも対応していくのではないかなと。そして、先ほどあった自転車道であったりとか、道路域、河川域、そういう景域的な軸線を結んでいく、そういう景域まで広げていくという方向性も一つあるんじゃないかなと。

今回の京築の方を見ましても、重要建造物の指定とかがあるわけですが、これはどちらが指定されておられるのかなと。例えば、兵庫県の場合は審議会の中で重要建造物を指定しています。そういったこともやっていいのではないかなと。審議会の中でもっとウエイトを占める形で進めていってもいいかと思います。そのあたりについてはいかがでしょうか。

それと、これは教えていただきたいのですが、関東では谷筋を通常は「やと」と呼ばれているかと思います。そういう固有名詞があるんですが、京築あるいは福岡県のエリアにおいては、そういう固有の名前というのはいないのでしょうか。もし、あるならばそういう名称をぜひ使っていただきたいです。どこの自治体のものを見ても固有名詞が出てこなくて、どこでも通用するような形のものが多いことを非常に残念に思ってます、そういったものももしあるならば、ぜひ対応していただきたいと思います。

以上です。

○清須美会長 いろいろありましたけど、どうぞ。

○事務局（松村） ありがとうございます。景観重要建造物は、今回、変更しようとしております京築広域景観計画におきまして、指定の方針は位置づけていますけれども、具体的な景観重要建造物、あるいは景観重要樹木の指定はしておりません。

また、広域の名称についてです。今回、京築地域ということで、京築広域景観計画という名称にしております。京築地域というのが、ある意味、固有名詞的に使われているというふうに認識しておりますので、その名称を使っているということです。

○清須美会長 ちょっと言い方を変えますと、不勉強で申し訳ないんですけど、県におけ

る重要建造物の指定と、この景観審議会の関係はどうなっていますか。多分、今は別々なんですよね。そうでもないですか。そこをちょっと確認させてください。

多分、そういうことですよ。

○澤委員　そうです、そうです。

○清須美会長　現状が分かれば教えてください。急にすいません。

○事務局（松村）　すいません。これまで実績がないのであれなんですけども、基本的に景観重要建造物等を指定する際には景観計画を変更することになるかと思しますので、そういう形で景観審議会の方にお諮りをさせていただくことになるかと考えています。

○清須美会長　よろしいですか。

○澤委員　一般的に重要建造物で指定されようとしてるところって、本当に今、朽ちてきてます。多分、数年で消えていくのではないかなと。今、そういう時代に来てるということを考え合わせると、早い時期にそういう指定なり、事前の調査、こういったことが非常に重要なのではないかと思います。これは全国的に同じだと思います。

○清須美会長　その辺に対して意識を持って、どうするかという方法を立てると。考え方は、今、おっしゃった澤委員の考え方もあれば、あえて言いますが、地域ごとに独自の重要性を出して、地域ごとにつくっていくという話もあると思います。その辺を、全体的なものと同様……。というか、計画に基づいて地域と階層になってますよね。分かれています。それとどう対応していくかという話が、ある程度分かるといいかもしれない。その辺はいろんな意見があると思います。歴史的建造物はまた違う話になって行政的には難しいと思いますが、それをどうするかを意識して考えておいてくださいということで、よろしくをお願いします。

○山下委員　関連でいいですか。県が認められている景観整備機構が幾つかあるのではないかと思います。そこら辺の活動との……。景観整備機構が重要建造物とか樹木とかを探し当てたり、これを何とかしたいとか、あるいは管理に関わるようなこともできるはずですよ。しかも福岡県には幾つかあると私は承知しておりますので、それらとの関係とか、それらを生かす方法とか、あるいはそういう構想とかいうのはいかがですか。そこで何か活動があるのであれば、それを盛り上げていくといいのかなと思っただけです。

○事務局（松村）　そういった景観整備機構は県の中に幾つかございます。ただ、実態として、具体的に景観重要建造物の指定等について連携してやっていくような取組の仕方には今はなっておりません。他にも、広域の景観計画においては、その中の市町村とか、より地域の実態に詳しい主体というのがいろいろあると思いますので、そういったところもしっかりと連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

○清須美会長　大変でしょうが、今回、新しい委員も多いので、改めて課題になるという

か、課題の入り口としてこういう話はいいと思うので、ぜひともよろしく申し上げます。
他によろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

報告事項2 福岡県屋外広告物条例について

○清須美会長 では引き続き、報告2の方に入っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局（松村） 続きまして、報告の2番、福岡県屋外広告物条例についてということで、少し今後の検討につながっていくような説明をさせていただければと思います。

まず簡単に屋外広告物条例についてご説明いたします。屋外広告物ですけれども、条例で規制される屋外広告物の定義といたしまして、常時または一定の期間継続して表示されるもの、屋外で表示されるもの、公衆に表示されるもの、看板や広告塔などの他、工作物などに掲出または表示されたものという要件がございます。営利的な商業広告だけではなくて、非営利的なものであっても、これらの要件を満たしていれば、表示内容にかかわらず屋外広告物に該当することとなります。

4枚目のスライドをお願いします。

続いて、福岡県の屋外広告物条例の概要についてです。福岡県では、屋外広告物が都市の景観や自然の風致を損なわないよう、また、良好な景観の形成を図るために、屋外広告物を表示するルールとして福岡県屋外広告物条例を定めております。福岡県のこの条例は、政令市である北九州市、福岡市の他、独自に条例を制定している久留米市、大牟田市などを除く県内のエリアに適用されます。

次に、屋外広告物の規制です。条例におきましては、屋外広告物が表示できない禁止地域や禁止物件を設定しております。例えば、古墳や墓地、高速道路や新幹線の周辺地域が禁止地域となっております。ただし、高速道路や新幹線につきましては、人口集中地区等、いわゆる市街地は禁止地域から除かれております。また、橋やトンネルなどが禁止物件となっております。そういったものに屋外広告物を設置はできないこととなっております。その他、禁止地域や物件以外にも屋外広告物には高さや面積などの規格が定められておまして、そういった規格に合ったものでなければ表示することができないこととなっております。

続きまして、実際に屋外広告物を設置するときの流れです。まず、屋外広告物を設置しようとするときには、設置する市町村への許可申請が必要となっております。このときに設置する場所が禁止地域ではないか、また、広告物が規格に適合しているかなどの確認を

することとなります。また、広告物を設置する場合には、屋外広告物管理者を置く必要があり、特に4メートルを超えるような堅固な広告物につきましては、一級建築士、二級建築士や屋外広告士の資格を持った管理者が必要となります。

また、更新の申請時には点検が必要となりますが、管理者自ら点検を行うこととしているため、福岡県条例の今の仕組みにおいては、そういった管理者、特に点検をする点検者の人材確保にやや課題があるのではないかという声が市町村から上がっています。そういったところを踏まえまして、今後、こういった管理者や点検者を分けられないか、あるいは資格の要件がどうかといったことについて、少し検討を進めていきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、今後の検討の進捗によりますけれども、できれば来年度ぐらいにこの景観審議会の方に内容をお諮りできればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○清須美会長 この説明に関して、何かご質問あればお願いします。

これはこれからですよ。この諮問部会もあるので、そこでも検討することもできるかもしれないですね。そういう点では先ほどの報告、委員会というか、そういうのも含めて……。

○事務局（松村） 屋外広告物部会もございます。事務局の検討結果をどのように部会や審議会の方に報告、説明させていただくかということも含めて、今後、検討させていただきたいと思います。

○清須美会長 よろしく願いいたします。

どうぞ。

○岡田委員 ここの3枚目のスライドにいろんな広告物の例が挙げられていますけれども、広告物と、例えば、ビルに掲げた自社名との違いなどはどう判断したらいいんですか。

○事務局（松村） そのあたりまで説明ができていなかったんですけども、屋外広告物の条例で適用除外の広告物がございます。その中で自家用の、要は自分の持っている土地とか、借りてる土地に自分で設置する広告物、そういったものはこの規制の対象外となっております。そういったものにはこの屋外広告物の規制がかかりません。

○岡田委員 自家用はかからないんですか。それも何かおかしい話のような……。いいです。今後いろいろ議論していくということですね。

○事務局（松村） そうですね。むしろ自家用ではなくて、自分の持っていない土地、例えば交差点付近などに看板が立ったりしますけれども、そういったものがこういった屋外広告物の規制の対象になってきます。実際にはそういうことですね。

○澤委員 京都などは自家用も全部かけています。だから、かけるかかけないかは県の方

向性によって変わってくるということだろうと思います。

○岡田委員 自家用もある程度かけるべきかなと思いますけど。まちの景観形成を考えるとですね。

○清須美会長 そこにいろいろ踏み込むものすごく踏み込んでいかなければいけなくなります。だから、地域の景観と広告物の関係性みたいな話と、全体的に県としてレギュレーションをつくる部分とがあって、その辺も検討していきましょう。一気に難しいかもしれないですけど。京都とか、ものすごく進んでる地域はいっぱいありますけど、それは市民なり県民の理解を得た上でのやり方で、合意形成がある程度ないところでやると、またそこで課題が生じます。ぜひともその辺は丁寧にやっていきましょう。

○山下委員 広告物の規制の仕方については、広域自治体の方針としてはあまり細かいところまでできないという現状を十分に理解して議論しないと、現実的でないと思います。基礎自治体の中で特にここはこうしたいとか、この特定の地域についてどうしたいとかいうことがあったときに、今、岡田委員がおっしゃったような、もう少し実効性のあるものが適用されるにしても……。実際ありますよね。それは分かるので、この場での話としては、広域自治体の取り組む広告物の規制をあまり厳しいことはできない気がします。応援してるわけじゃないですけど。

○清須美会長 客観的におっしゃってると思います。

どうぞ。

○池田委員 これからの広告は、多分、デジタルサイネージが主流になってくると思います。そうなってくると、例えば、高さ、面積、距離とかというのではなくて、動きであるとか……。色彩もどんどん変わっていくし、動くということもあるので、そのところの規制をするのかしないのかというのも考慮に入れる必要があるかなというふうに思いました。

○清須美会長 ありがとうございます。もちろんどんどん進みますから、その辺をどううまく取り入れるか。さっき話があったように、広域的なレギュレーションと、地区ごとというか、地域ごとの個別的なものをうまくつくればいいですね。ありがとうございます。

他に。この話はまだ続けてやらなければいけないので、また、そのときにも委員の皆さんからどんどんご意見をいただきたいと思います。

一応、報告事項もこの1、2で終わります。他に何かあれば、事務局も含めてお話ししていただきたいと思います。大丈夫でしょうか。

○事務局（松村） よろしいでしょうか。本日、非常に、今後の景観行政、あるいは屋外広告物に関して、今後の検討につながっていくようなご意見をたくさん頂いたと思います。

そういったものをしっかり県の中でも取り入れて検討させていただきまして、また、今後、こういった景観、屋外広告物の取組を進めていきたいと思っておりますので、今後ともいろいろご助言等よろしくお願いしたいと思います。

○清須美会長 新しい顔ぶれで意見も活発なので、ぜひとも。ただ、分からない既存の細かな取組に関しては、丁寧に説明していただかなければいけないときもありますので、そのときは、申し訳ないですが、配慮をお願いします。

では、以上をもちまして、本日の議事は全て終了しました。熱心にご審議いただきありがとうございました。

最後に、議事録の署名人についてですが、本日の参加者から、すいません、榮委員と高取委員、よろしくお願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○清須美会長 それでは異論がございませんので、お二人に頼みたいと思います。

では、進行を事務局にお返しします。皆様、ご審議、本当にありがとうございました。引き続き、次回も活発ないろんなご意見をぜひともお願いします。

3. 閉 会

○事務局（岡本） お忙しい時間の中、非常に熱心なご議論いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、本日の審議会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。お帰りの際は、お忘れ物のないようにお帰りください。ありがとうございました。

（午前11時45分 閉会）

以上のとおり、第15回福岡県景観審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員